

# 平成22年度 奈良県森林審議会議事録

## 概 要

1. 日時：平成22年12月15日（火） 13：30～15：30

2. 場所：奈良市池ノ町3 猿沢荘 1F おおみや

### 3. 出席委員

別紙のとおり

### 4. 審議会の開会

#### ◆定数報告

委員13名のうち、10名の委員の出席があり、奈良県森林審議会規定第2条第2項により本審議会は成立する旨事務局より報告。

#### ◆審議会の公開及び議事録署名人の指名

今回の議案については、非公開とすべき内容がないため公開とされた。  
(傍聴者は無し。)

また、今回の議事録署名人に下西昭昌委員、山口泰宏委員が指名された。

### 5. 議事及び報告事項

◆第1号議案 奈良県森林審議会規程の一部改正（案）について

◆第2号議案 北山・十津川地域森林計画（案）について

◆第3号議案 大和・木津川地域森林計画の変更計画（案）について

#### ◆報告事項

(1) 森林法第10条の2に基づき許可した林地開発行為について

(2) 「奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例」、「同指針」について

#### ◆その他事項

(1) 地域森林計画制度の見直しについて

(2) 奈良県森林環境税に関する検討報告書（概要）について

(3) 第35回全国育樹祭の開催について

#### ◆その他

吉野材を使った「暮らしの道具」デザインコンペについて

詳細については別紙のとおり

## 奈良県森林審議会委員名簿及び委員の出欠

平成22年12月15日(水)

出席10名 欠席3名

(五十音順、敬称略)

氏名	役職	当会以外の役職	出欠
東 実千代	委員	畿央大学准教授	欠席
岩城由里子	委員	奈良県建築士会	出席
遠藤日雄	委員	鹿児島大学教授	欠席
大谷一二	副会長	奈良県地域振興対策協議会林野振興部会会長 川上村長	出席
岡崎純子	委員	大阪教育大学准教授	出席
岡橋清元	委員	清光林業株式会社 取締役会長	出席
下西昭昌	委員	奈良県木材協同組合連合会会長	出席
田中和博	委員	京都府立大学大学院教授	出席
田中裕美	委員	近畿大学農学部教授	欠席
松村和樹	委員	京都府立大学大学院教授	出席
山口廣美	委員	奈良県山林労働組合長	出席
山口泰宏	委員	奈良森林管理事務所長	出席
山本陽一	会長	奈良県森林組合連合会会長	出席

※任期平成22年11月24日～平成24年11月23日

# 議事録

**山本会長(議長)**

それではまず始めに、会議の公開についてでございますが平成16年度の審議会において原則公開を決定頂いております。本日の案件につきましては、非公開とすべき内容は無いと思われまますので、公開とさせて頂きたいと思っておりますが皆さんいかがでございましょうか。

一同

異議無し。

**山本会長(議長)**

それでは、公開ということですのでよろしくお願いいたします。傍聴者はおいででございますでしょうか。(事務局より、いない旨報告)

それでは、傍聴者はおいでにならないようでございます。

**山本会長(議長)**

議事に入ります前に、審議会の副会長、林地開発審査部会長及び同部会員、指針検討部会長及び同部会員の選出についてでございますが、審議会の副会長は奈良県森林審議会規程第3条第2項により会長が指名することとされており、林地開発審査部会長と同部会員及び指針検討部会長と同部会員につきましても、森林法施行令第7条第2項及び第3項により、会長が指名することとなっております。

大変僭越ではございますけれども、私のほうから指名をさせて頂きたいと存じます。

まず、審議会の副会長には、大谷委員、よろしくお願い申し上げます。なお、林地開発審査部会長と同部会員及び指針検討部会長と同部会員につきましては、本日上程をされております第1号議案の「奈良県森林審議会の規程の改正案」の審議後に選出をさせて頂きたいと存じます。宜しく願いをいたします。

それでは続きまして、本日の議事録の署名委員を指名をさせて頂きまます。下西委員と山口泰宏委員にお願い申し上げたいと思っております。よろしくお願いいたします。

一同

よろしくお願いいたします。

**山本会長(議長)**

それでは諮問案件に入ります前に、第1号議案「奈良県森林審議会規程の改正案」について審議をお願いいたします。規程を変更する理由、規程の改正案について事務局より説明をお願いいたします。

**七尾林政課長**

林政課長七尾でございます。説明させて頂きまます。第1号議案「奈良県森林審議会規程の一部改正」につきまして、『議1』のペーパーをご覧下さい。右側に現行の奈良県森林審議会規程が、左側に改正案がございます。今回の改正案の内容は、下線を引きました部分で第4条と第6条の部分です。

まず第4条、部会の改正理由をご説明いたします。現在、奈良県森林審議会には林地開発審査部会と指針検討部会の2部会がございます。そのご検討の際には、より幅広い視点でご意見を頂く必要があるものと考えますことから、現行、部会は委員5人をもって組織するとなっておりますが、それを委員5人程度で構成するとしまして、より機動的に対応させて頂きたい旨のご提案です。

続いて、林地開発審査部会の審議項目ですが、最近奈良県内でもカシ

ノナガキクイムシによる新たな被害も発生していることから、松くい虫だけでなく様々な森林被害に対しご検討いただく必要がありますので、第4条の4の(3)、「松くい虫の被害対策に関すること」を「松くい虫等の被害対策に関すること」と変更したい旨のご提案です。

さらに指針検討部会では、後ほどご説明させて頂く「奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例及び同指針」策定に際しご検討いただいたところですが、今後も本県の森林・林業・木材産業に係る重要案件の策定に際して、引き続きご検討願いたいとの判断から、第4条の4、部会の名称を「指針検討部会」から「指針及び制度等検討部会」へと変更したい旨のご提案です。

続いて、第6条の議事録等の開示の改正理由をご説明いたします。

平成13年に奈良県情報公開条例が定められ、それに基づき平成16年の当審議会におきまして、当審議会の情報も原則公開として審議会の傍聴及び議事録等の開示を行う旨の改正が行われ、第6条に議事録等の開示は議事要録とし原則として開示する旨、審議会規程の改正がなされました。

その後、平成20年4月に県において「審議会等の会議の公開に関する指針」を定めました。指針の7で「議事録等の公開」が規定されており、その解釈・運用として、「議事録の記録の形態は、正確性及び透明性の観点からみれば、逐語的な全文記録が望ましい。しかし審議内容の性質で全文記録等の時間等を考慮して要約記録とすることも許容できる。発言者の名前については特段の理由がない限り、発言内容と対応させて記録することが望ましい」とされています。

本審議会において、ご審議頂く内容については、特段非公開とすべき性質のものではないと考えられますことから、「議事録は議事要録とし原則として開示する」という現行の規程を「議事録は原則として公開する」とし、同時に表題の「議事録等の開示」も「議事録の公開等」に改正するというご提案をさせていただくものです。

以上について、ご審議の程よろしくお願いいたします。

**山本会長(議長)**

ただいまご説明を頂いた、規程の改正案でございますが、いかがでございますでしょうか。

一同

結構でございます。

**山本会長(議長)**

それでは無いようでございますので、いかがでございますでしょうか。よろしいでございますか。

一同

結構です。

**山本会長(議長)**

それでは改正案のとおり、奈良県森林審議会規程第4条の2、第4条の4及び第6条を改正をさせていただきます。

なお、林地開発審査部会長と同部会員、並びに制度及び指針等検討部会長と同部会員については、森林法施行令第7条第2項及び第3項により、会長が指名することとなっております。奈良県森林審議会規程第4条2により委員5名程度で構成すると改正されましたので、僭越でございますが、私のほうで指名をさせていただきます。

林地開発審査部会長には、大谷委員よろしくお願いいたします。同部会員には岡橋委員、田中和博委員、山口泰宏委員、松村委員にお願いいたします。

また、制度及び指針等検討会部会長には、田中和博委員にお願いいたします。部会員には、東委員、大谷委員、岡橋委員、下西委員、岡崎委員にお願いいたします。私もその委員をさせていただきます。皆様には、ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて今回は、知事から当審議会への諮問案件は2件ございます。第2号議案から順に審議をお願いしたいと思いますが、審議に先立ち、公告縦覧の報告を事務局よりお願いします。

## 南森林計画係長

本日審議をいただきます第2号議案、第3号議案の「地域森林計画(案)」及び「地域森林計画の変更(案)」は、森林法第6条第1項に基づき、平成22年11月5日から同年12月6日までの30日間、県庁農林部林政課において、公衆の縦覧に供されました。この間に意見の申し立てはございませんでした。

また、森林法第6条第3項に基づき、関係市町村長及び近畿中国森林管理局長の意見聴取を行った結果、特に意見はございませんでした。このことをご報告申し上げます。

## 山本会長(議長)

ありがとうございました。それでは、第2号議案の「北山・十津川地域森林計画(案)」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

## 南森林計画係長

第2号議案「北山・十津川地域森林計画(案)」の概要版に基づいて説明させていただきます。

まず、森林計画制度について説明いたします。体系として15年を1期として5年ごとに立てる「全国森林計画」に即して、10年を1期として5年ごとに立てる「地域森林計画」となっています。後ほど説明いたしますが、来年度全国森林計画の内容が大幅に変更となる予定であり、またこれに伴い地域森林計画の変更も予定されております。

今回の北山・十津川地域ですが、紀伊半島の中央部奈良県の南部にあたる地域が該当する地域です。当地域は紀伊半島の中心に位置し急峻な山岳地域であり、南北に大峰山脈が走り、これを境に東に北山川流域、西は熊野川流域となっており全国屈指の多雨地域であります。土地の面積の96%が森林ですが、人口は県全体の0.6%となっています。人工林は資源の充実期を迎えており、特に9齢級から11齢級(41~55年生)の面積、蓄積が4割以上となっていますが、伐採、造林等の林業生産活動は低下傾向が続いております。

次に、計画樹立の基本的な考え方です。県では「奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例」を平成22年4月に施行し、森林の重視すべき機能及び地域の特性に応じた森林の区分を設定することとしています。これによって、森林の有する多面的機能と林業木材産業の持続的かつ健全な発展を促進するため、森林整備や林業・木材産業の振興並びに山村地域の活性化に積極的に取り組むこととしています。取り組み内容の項目といたしまして、森林環境保全の整備、地域材の利用促進、関係法令の遵守、林業機械化の推進と担い手の育成、林業生産基盤の整備、山地の保全ということになっています。

次に計画事項です。計画の対象とする森林の区域は天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村の5村、面積125,979haと奈良県の森林面積の半分弱を占めている地域です。

次に、この地域の森林の有する機能別の森林の所在ですが、森林には、水源涵養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能、木材生産機能の5つの機能があります。これらの機能は「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」と森林の利用方法別に分類し、それぞれ、92,000ha、7,000ha、26,000haとなっています。

続いて「伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項」で、「立木の伐採の標準的な方法」、「標準伐期齢」です。地域における立木の標準的な主伐の時期について、標準的な施業体系別にスギ・ヒノキ別に記載しています。続いて「立木の標準伐期齢に関する指針」ですが、スギ・ヒノキ・マツ・クヌギ別に記載しています。さらに主伐の目安となる立木の樹種ごとの林齢等についてはスギ、磨き丸太、ヒノキ、マツ、によって林齢を決めています。

平成23年度から32年度の10年間の伐採立木、主伐についての目標量を、計画書案に伐採立木材積の目標量として記載しています。これについては、全国森林計画の割振り量をもとに、森林資源量、過去の伐採量などを勘案して20%増減内の範囲で計画量を決定しています。

次に、「造林面積その他造林に関する項目」ですが、スギ、ヒノキの造林の主要樹種として、「人工造林の植栽本数」について記載しており、また、人工造林、天然更新の補助作業の方法を記載しています。また、「伐採跡地の更新すべき期間に関する指針」では、人工造林によるものについては、原則として伐採の翌年度の初日から起算して、2年以内に更新を完了することとし、択伐による伐採については、伐採後おおむね5年を超えない期間で更新するとしています。次に「人工造林及び天然更新別造林面積」の計画目標では、計画書案に人工造林、天然更新の目標計画量を記載しております。

次に「間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項」ですが、「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針」を記載しています。育成単層林のスギ、ヒノキについては、平均20年生の立木本数2,400～3,800本より間伐を開始し、スギで2～3回、ヒノキで3～4回間伐を実施することとしています。また、育成複層林施業についても表のようにすることとしています。また、保育の標準的な方法に関する指針については、計画書議案に記載しております。

次に「公益的機能別施業森林の整備に関する事項」ですが、「水土保持林」と「森林と人との共生林」において、水源かん養、山地災害の防止、生活環境保全または保健文化の公益機能を高度に発揮するため、森林の樹種構成、林道の整備状況等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るため「複層林施業を実施すべき森林」、「長伐期施業を実施すべき森林」、「広葉樹等転換を必要とする森林」等について記載しています。また、市町村森林整備計画の策定に当たっては、この事項に基づき計画事項を定めることとしています。

次に「林道の開設その他林産物の搬出に関する項目」ですが、林道は、効率的な林業経営の展開や森林の適正な維持管理にとって欠くことの出来ない施設であるとともに、農山村地域の振興にも大きな役割を果たすもので、森林の区分ごとに林道の開設、改良について基本的な考えを記載しています。また箇所別数量を開設、拡張、改良舗装別に記載しています。

次に「森林施業の合理化に関する事項」ですが、森林施業の共同化の促進を進めるとともに、林業従事者の養成・確保、高性能機械の導入、作業道の整備、また林産物の利用促進のための施設の整備について記載しています。

次に「森林の土地の保全に関する事項」ですが、森林の保全に留意し、土地の切取・盛土等の土地の形質の変更にあたっては、適切な保全措置を講ずるものとし、樹根及び表土の保全その他の森林の土地保全に特に留意すべき森林地区を計画書案に記載しています。

次に「保安施設に関する事項」ですが、保安林として管理すべき森林の種類別計画末面積、計画期間内における保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別、所在別、面積並びに指定施業要件の整備を相当とする森林の面積を計画書案に記載しております。

次に「特定保安林の整備に関する事項」ですが、要整備森林にあたる森林はありませんので該当なしとなっています。

次に「保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項」ですが、森林浴、野外レクリエーション利用等を通じて人々に潤いと安らぎを与える効果のある森林として保健機能森林の区域の基準を計画書案に記載しています。また、その他保健機能森林の整備に関する事項として、保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針、保健機能森林の区域における森林保健施設の整備に関する指針及び、その他必要な事項について記載しています。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、この事項を指針とし、自然景観等の自然条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して計画事項を定めることとしています。

次に「その他必要な事項」ですが、計画書案で「法令により施業について制限を受けている森林の施業方法」に記載しています。また「森林の保護及び管理」として、森林の保護及び管理の方針、森林の巡視に関する事項、森林の保護及び管理のための施設に関する事項について記載しています。

簡単ですが、これで説明を終わらせていただきます。

#### **山本会長(議長)**

どうも説明ご苦労さまでした。それではこの議案について審議を行います。ご意見、ご質問のある方は、挙手をもってお願いします。

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

#### **松村委員**

ちょっとお聞きしたいのですが、多様な森林、多様な森林資源の整備の保全を図るということですが、こういう書き方は良いのですが、実際にどのような森林施業を行うのか、具体的に例示して頂けますでしょうか。

それともう一点、水源かん養機能の所で、計画書案には洪水の防止というのがありますが、水質を浄化し良質な水を供給する働き、それについて実際の具体的な記述が無いのですけれども、水質はあまり考えなくても良いということでしょうか。

#### **山本会長(議長)**

それでは事務局説明お願いいたします。

#### **上田林政課長補佐**

先程の説明は、現行の地域森林計画の様式に基づいて整備している、『多様な森林の整備』の記載内容です。

後ほど、県の条例及び指針の中で、もう少し詳細にご説明を差し上げますが、例えば、環境保全林に区分した森林については、施業放置解消林として放置人工林を混交林に誘導していくもの、里山の機能を利用する森林についてはその利用を進めていくもの、「立ち入り」や「眺望を活用する」ような森林の利用を行うものも考えておまして、その際に必要な整備として、例えば歩道などの安全施設の整備、場所によっては広

葉樹植栽をしてより多様性を高めていくというような森林整備などについて、今後取り組んでまいりたいと考えています。

なお、今回の「北山・十津川森林計画区」の作成様式が、全国森林計画に基づく地域森林計画ベースの様式ですので、若干曖昧な書きぶりになっていますが、次年度以降については、県の森林区分とそれに応じた多様な森林づくりというような形で、次の審議会でご審議頂く森林計画の一斉変更計画の中では、もう少し県の意向も入れた形でご提案させていただけるものと考えています。

次に、森林の水質のご質問ですが、通常の森林や森林土壌の中で時には鉱物的な要素も出るのかもしれませんが、一般的には例えば濁りや不純物等は森林の土壌等の中で濾過されていくという考え方ですので、特段のそのための詳細な整備という記載まではなかなか反映しづらいと考えています。

**山本会長(議長)** よろしゅうございますか。

**松村委員** ええ、もうちょっと。

**山本会長(議長)** はいどうぞ。

**松村委員** 例えばですね、森林で、人工林や自然林であることによって水質が変わるんじゃないかなと一般には思われるんですが。どういう風に考えておられますか。

**上田林政課長補佐** 人工林と広葉樹林で流水量等がどれくらい変わるのかと、2年ほど前に土木部局と議論したことがございまして、様々な研究の文献等を調べたのですが、放置人工林は例外といたしまして、適正な施業をされている人工林につきましては浸透機能は通常の広葉樹林とでは差はないというものでした。

なお、流出する水のミネラル分等での大きな差があるというような文献、研究結果というのはございませんでしたので、この程度の記載にさせて頂いています。

**山本会長(議長)** よろしゅうございますか。  
他にございますでしょうか。ご意見ご質問をどうぞ。

**下西委員** すいません。

**山本会長(議長)** はいどうぞ。

**下西委員** 計画書案の「立木の標準伐齢級」についてのところですか。スギ40年、ヒノキ45年というのは私ら吉野におるものから見ると、これは主伐ですね？いかにも若いという感覚でありますけれども。これはいかがですか

**上田林政課長補佐** 現在は全国的な標準伐期齢という形で、整備をすることになっておりますので、今回ご審議頂く内容について、下西委員には若干ご不満はあるかと思っておりますけれども、通常利用できるような大きさ、主伐に耐えられるような太さの年齢が大体これ位というような国の標準伐期齢の考え方に基づいて記載しているということです。

次年度以降の地域森林計画の中では、もっと県の特性とか積極性、独



自性で記載できるというように聞いておりますので、そちらも後ほど情報提供をさせていただきますが、もう少し、奈良の特性に応じた伐期齢というような形で踏み込んだ記載ができるのかなと考えています。

**下西委員**

上田さんが言われるとおり、奈良県森林審議会、北山・十津川流域の森林計画になるのでその辺も地域性を配慮して、ヘクタールあたり6千本も植えるとあるので、これを間伐していっても40年ぐらいで2～3千本、そんなに大きくなるのかなという疑問がちょっとありましたもので。そのへんもよろしく。

**上田林政課長補佐**

分かりました。林野庁が近々、森林法の改正も予定しておるので、より県の実状に応じた形の計画書に改正してまいりたいと思います。

**山本会長(議長)**

よろしゅうございますか。はい。他にございますか。

**山口泰宏委員**

すいません。

**山本会長(議長)**

どうぞ。

**山口泰宏委員**

現在檜皮が非常に不足しているという話をよく聞くのですけれども、今後の取り組みという形でちょっとお願いしたいのですが、ヒノキ80年生以上の樹で大体檜皮を採るわけですが、1回採ったら10年くらい次採るまでかかると言われております。

今から植えてそういう行程を行うというとなまた大変だと思うのですが、今檜皮が不足しているという話をよく聞きますので、国の方はそういった形で取り組んでいるのですが、民有林のですね、県の方でもいわゆる場所があればですね、今後取り組んで頂きたいとお願いします。

**山本会長(議長)**

ありがとうございました。先日奈良女子大学でもそういうシンポジウムがあったとお聞きしておりますが、東京大学の山本先生が来られてという風にお聞きをしておりますが、その辺の対応をまた一つ、県の方でもよろしくお願い致します。

他にございますでしょうか。はい、それではないようですので、この議案についての採決に入りたいと存じます。第2号議案を議案どおりに承認することにご異議はございませんでしょうか。

**一同**

異議なし。

**山本会長(議長)**

ありがとうございます。それでは、第2号議案につきましては原案どおり承認をさせていただきます、次に進ませさせていただきます。

続きまして、第3号議案は、地域森林計画の変更案件でございますが、「大和・木津川地域森林計画の変更計画(案)」でございます。この審議をよろしくお願いをいたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

**南森林計画係長**

それでは、「大和・木津川地域森林計画」の変更について説明させていただきます。第3号議案説明資料に基づいて説明させていただきます。

この区域の森林計画の変更については、計画の対象とする森林の地域の変更ということで、「生駒市」と「王寺町」の地域森林計画対象面積の

変更となっております。

計画書と、資料をご覧ください。総数（森林面積）67,217haとなりまして、6haの減。「生駒市」が1,891haで3haの減。「王寺町」が150haで3haの減となっています。

変更理由としましては、林地開発許可事業が完了したことにより、森林として、利用保全を図る必要はなくなった為、地域森林計画の区域から削除とするということです。

「生駒市」の上町につきましては東白庭都市区域整備事業、「王寺町」の元町につきましては元町住宅開発事業ということで、説明資料の地図で、赤の所が対象から外す区域、1ページ目が生駒市、その次については王寺町につきましては、その区域が対象から外れる区域となっております。

**山本会長(議長)**

はい、ありがとうございます。それでは、この件についてのご審議をお願いします。ご意見、ご質問のある方挙手をお願いします。いかがでございますでしょうか。

一同

ございません。

**山本会長(議長)**

よろしいでしょうか。はい。それでは、ご意見、ご質問はないようでございますので、採決に入らせていただきます。第3号議案を原案どおり承認することにご異議はございませんでしょうか。

一同

異議無し。

**山本会長(議長)**

はい。それでは、ご異議はないようでございますので第3号議案につきましては、原案どおり承認をさせていただきます。以上2つの諮問案件につきまして、原案どおり承認する旨、知事に答申をさせていただきます。

次に報告事項でございます。森林法第10条の2に基づき許可をいたしました林地開発行為について、報告をいただきたいと思います。なお、報告は事務局からお願いいたします。

**千原森林整備課長  
補佐**

それではご報告申し上げます。お手元の資料の『報1』をお開き下さい。

林地開発行為についてですが、平成21年12月2日から平成22年12月1日までに森林法第10条の2に基づき、許可をした件数です。総件数は5件で、そのうち新規許可が1件、既存の許可の変更許可が4件となっています。件数の横の（ ）内の数字は、開発行為に係る森林面積です。開発行為の目的の内訳は、お手元の報告事項の左側に記載のとおりです。

それでは1番から順にご説明申し上げます。王寺町元町地内における宅地開発事業ですが、平成22年2月に完了検査を実施しまして、開発事業は完了しています。

2番目は、生駒市鹿畑町地内及び奈良市二名町<sup>にみょうちょう</sup>地内における登美ヶ丘住宅地の造成に係る土石の採取で、新規開発となっています。

3番目は、奈良市法用町地内及び東鳴川町地内における、土石の採取と残土処分を目的とした開発でございます。当初計画より残土処分量が増加したことに伴う変更で、開発行為に係る森林面積が前回許可より0.079haの増加となっています。

4番目は、五条市東阿田町地内における土石の採取を目的とした開発です。開発行為に係る森林面積の変更はございませんが、残土処分量の増加により、緑地計画が変更されたことに伴う変更です。

5番目は、天理市福住町地内における土石の採取を目的とした開発です。採石法面の形状が変わりまして、緑地計画が変更されたことに伴う変更です。開発行為に係る森林の面積は約0.28haの増加となっています。いずれの案件も森林法第10条の2及びその他、関係基準に適合しておりますので、許可をいたしました。

以上、昨年12月2日から今年12月1日までの1年間に林地開発許可をした案件の報告を終わります。

**山本会長(議長)**

はい、ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、何か皆様方からご意見・ご質問ございますでしょうか。

それでは無いようでございますので、林地開発についての報告は終わらせていただきます。

**山本会長(議長)**

次に「指針検討部会」において審議されまして、平成22年4月1日より施行されました「奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例」と先日公表されました「奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興指針」について事務局より報告をお願いします。

**上田林政課長補佐**

『報の2』の内容に基づきまして、まず指針、その次に条例という形でご説明申し上げます。

まず「奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例」です。この条例は、2月議会で上程、可決頂きまして、4月1日より施行されているものです。

なお、この条例及び指針の検討に際しましては昨年度の審議会におきましても、骨子等のご報告を差し上げ、部会等でご検討頂き、現在の公表に至ったものです。

「条例」は全体で21条の条文から成っています。大きな目的は、第1条です。大きく、太字で書かせて頂いておりますが、目標は2つでございます。森林の公益的機能を県全体の財産として、次世代へ引き継いでいくこと、更に、林業及び木材産業振興を通じて、活力ある地域社会を実現すること。その為の条例です。

更に、基本理念を3条で規定し、4条以下、8条までそれぞれ県から森林所有者、森林組合等々の果たすべき役割について記載させて頂きました。更に9条と致しまして、指針を作成することを規定させて頂いています。

指針の中身としては、目標や施策の方針、施策の基本となる事項を定めております。更にそれに基づき、基本的な施策、こちらについては「森林づくり」に関するものと、「林業・木材産業振興」に関するものの2本立てで構成しています。

「森林づくり」に関するものは10~12条で、「森林の適切な整備及び保全」と、「森林環境教育の推進」、「森林づくりに係る協働の推進」の3つで構成しています。10条の2に森林区分の設定を行うということを記載しています。

「林業・木材産業振興」に関する基本的事項は5つの条項です。まずは県産材を安定的に供給するための取組の13条。続いて、県産材の利用促進を図る14条。森林づくりや林業を担う林業従事者の育成ということ

で15条。更に、森林林業と関連ある取組で、山村地域の活性化ということで16条。木の文化の継承ということで17条で構成しています。

最後に18～21条で、その他、上記施策を補完する為の措置を記載させて頂いておりまして、市町村に対する支援は、18条で整理させて頂きました。

本来は市町村も森林づくりにはそれなりの役割を担っておられるわけですが、地方自治法上、県と市町村は同じ地方公共団体であり、基本的には同列という考え方ですので、県の条例の中で、市町村の取り組みについて規定をすることは、若干法律上問題があるということですので、市町村がこの指針に沿って取り組んで頂くものに対して、県が支援をさせて頂くという形で整理を行いました。更に19条として、先進的な取り組みに対する支援を行うという形で整理をさせて頂き、4月1日より施行させて頂いています。

以降のページは条文の全文の条文ですので、後ほどご一読願います。

次は指針のご説明に移ります。A3版カラー刷り原稿で指針の概要版という形で1枚にまとめたものとお考えください。

左側の上の段で「あるべき姿（目標）」を規定しています。「森林づくり」に関しては森林の有する多面的機能が発揮されることが最大目標ですので、それを規定させて頂いています。

県内の森林を「木材生産林」と「環境保全林」に区分して、それぞれの目標に応じた施業を実施して公益的機能を最大限に発揮されている。それが究極の目標になるのではと思っております。

更にその中で「木材生産林」では木材生産を目的とした森林施業が持続的に行われていること。「環境保全林」では、森林の利用の方法や保全の方法によって整備の方法が変わってまいりますので、①から④のような形で、その森林の今の状況と利用したい状況によって整備を進めていく、そのような観点から区分をさせて頂きました。

続きまして「林業及び木材産業振興」、こちらは各々の健全な発展が目標です。まず木材生産林において、森林施業の集約化により低コストな木材生産を進め、最終的には安定した木材供給が構築されること。これが目標です。そのためには林業事業者の経営基盤が強化されますと共に、その強化された基盤を基に様々な世代の林業従事者の方が、林業機械等を使って木材生産を進めて頂く。それが目標です。

更に木材産業の部分では、生産加工流通の効率化が進むと共に、利用者ニーズに合致した県産材が供給される。特に県産材については、住宅や家具等に幅広く利用されている。最後に林業・木材産業は資源を循環利用できる持続可能な基幹産業として地域の活性化にも貢献している。それが「あるべき姿（目標）」です。

その下が施策方針です。まずは「森林づくり」です。重視すべき状況に応じて区分を行って、それぞれ適切な施業及び整備を進めます。「林業・木材産業振興」については、県産材安定供給の為の取り組み、作業道の整備、林業機械化、施業の集約化により低コストな木材生産を推進。

県産材利用については、県産材使用住宅や、公共建築物の木造化。吉野材等を使用した様々な木製品等新商品の開発開拓等の取り組みなどを考えています。

更に、担い手の方の振興としては、低コスト施業を行うような、いわゆるプロフェッショナル的な林業技術を持っている林業技術者をはじめ、自分で間伐程度なら実施できる森林所有者や森林ボランティア等々多様な林業の担い手の育成を進めて行きたいと考えています。

右側上の段が、森林区分の考え方です。大きく「木材生産林」と「環境保全林」の2区分を考えています。

上2つが「木材生産林」です。所有者等自らが、従来より持続的に林業生産活動を行っておられる森林につきまして「第2種木材生産林」として、県として既存の施策を利用して支援をしていきたいと考えています。

一方で、事業者等が、低コスト・集約化した木材生産を行う森林を「第1種木材生産林」と位置づけて、重点的な支援をしてまいりたいと考えています。具体的に作業道の整備、林業機械の導入、利用間伐等に関して重点的に支援を行います。

最終的に「第1種木材生産林」が、県の「木材生産林」の中で面積を広げていく。それが理想としているところです。

一方「環境保全林」については5つの区分を考えています。

まず「施業放置解消林」です。これはいわゆる人工林で、植栽はしたが間伐等の適切な施業が行われず、放置状態になったものについて解消を図る森林と位置づけています。現在、森林環境税を導入して緊急間伐等を進めていますが、このような森林が該当すると考えています。こちらについては、現在も行っていますが、所有者・県・市町村と協定を締結し、一定の施業制限等を決めた上で、強度間伐を進めていきたいと考えています。

続いて「里山整備・利用林」です。奈良県北部の大和平野周辺に、いわゆる薪炭林の落葉広葉樹二次林的な里山林が広がっておりまして、こちらも森林環境税を使って100箇所程度の里山林の整備を実施している訳ですが、そのような森林について引き続き、支援をしていきたいと考えています。

3つ目が「立入利用・眺望活用林」です。これは里山林より幅広く、不特定多数の県民の方々が入って頂く森林や、眺めて頂くような森林をイメージしています。そのような森林について、一定の条件を制定し、必要な整備、例えば歩道の整備や、標識の設置、安全施設等の設置、休憩施設等の整備、更には場所によっては広葉樹植栽なども考えられますが、そのような整備を行う森林を考えています。

続いて、「法定伐採制限林」。自然公園法や、文化財保護法等で伐採制限がおこなわれている森林が県下にかなりございます。この様な森林で、特に原生林的な森林については、原則人的な関与を行わないような森林と考えており、現状を維持していくという位置づけです。

最後にもう一つ「現状維持林」でして、森林所有者等が当面伐採等行う見込みがない森林も存在しますので、これらについては、県や市町村の森林計画、森林整備計画の中で、一定区域を規定した上で現状を維持していく、という考えです。

県としては、国は現在森林を3区分というような形で整理をしていますが、「木材生産林」と「環境保全林」の2区分にして、それに応じた施策を進めていきたいと考えています。

その中で特に「木材生産林」では「第1種木材生産林」への支援。「環境保全林」については「施業放置解消林」の整備を特に重点的に進めてまいることになると考えています。私の説明は以上です。

**山本会長(議長)**

ありがとうございます。

ただ今のご説明に関しましてご質問等ありましたらどうぞ。

**山口泰宏委員**

その表の中なんですけれども、「里山整備・利用林」の所で、不要木竹の除去と書いていますけれども、除去してその後の処理は対象とされないんですか。

**上田林政課長補佐**

竹等は、チップー等で砕いたりですとか、実際そういうような施業をしています。それと広葉樹などでしたら、遊具等で利用される事も多いようですので、それをどう整理するかということについては今のところ考えてはいないのですが、現状としては、割と有効利用されているのではないかと考えています。

**山口泰宏委員**

そうですか。竹林もかなり問題となっていますけれども、それもカットしてどこかへ持って行けるということですか。

**上田林政課長補佐**

林内に撒いているのもありますし、今、森林技術センターで、まだ研究段階ではございますが、竹を使ったプラスチックの生成の方を研究しております。将来的には有効な資源として活用もできますので、こちらも視野に入れて考えていきたいと思っています。

**山本会長(議長)**

ありがとうございました。他にございますでしょうか。

それでは無いようでございますので、「奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例」と「奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興指針」についての報告は終わらせていただきます。ありがとうございました。

**山本会長(議長)**

それでは、議事及び報告事項が全て終わりましたので、進行を事務局のほうにお返しをさせていただきます。

**山岡林政課主幹  
(司会)**

以上で、審議案件はすべて審議いただきました。山本会長様には長時間にわたりまして審議を進めていただき誠にありがとうございました。

次に、その他事項ということで、地域森林計画制度の見直しにつきまして、事務局より説明いたします。

**上田林政課長補佐**

『他1』のA3資料でご説明いたします。まず、森林計画制度の見直しについてという部分です。

昨年度民主党政権に変わり、国の森林・林業の考え方の基本となるものが「森林・林業再生プラン」で、ほぼ1年前に報告され、それに基づき様々な検討委員会で、検討が進められてきました。

その中で、森林計画制度については、現在は、先ほど南よりご説明しました、国の全国森林計画の下部に、ピラミッドのような形で地域森林計画があって、(その下に)市町村森林整備計画がある。大まかにはそのような位置づけと考えていますが、そのような、国の一元的な森林計画ではなくて、もっと地域の実情に合った制度に変えてまいりたいと、大幅にその制度(森林計画制度)が変えられるというように聞いています。

具体の行程としては、来年の通常国会で森林法の改正が提案されると聞いておりまして、それが可決されれば、次年度の作業の中で、県の「地域森林計画」と、市町村でご所管頂いております「市町村森林整備計画」が全面的に見直される。そのようなスケジュールになるというように考えています。

国会の動きで若干不確定な部分はございますが、順当にまいりましたら、来年度の審議会では県の流域の全計画の一斉変更のご審議を頂く、

それも内容について新たな様式でご審議を頂くことになると考えています。

国の大きな見直しの目的ですが、まず一つ目には、国・県・市町村各々における森林の取扱いにおけるルールを明確化すること。

それからもう一つは、持続的な森林経営を確保する為の制度的な枠組みを整備しようということで、各々地域の特性をより反映した計画にすることが必要であるという形での整備です。

(計画改正に係る) 国からの現在の情報は資料の右側です。うち、現行についてが資料の左側で、全国森林計画、地域森林計画、市町村森林整備計画という形で計画がございしますが、平成23年度以降はこのように変わるという形で整理をさせて頂きました。

そうすると「地域森林計画」と「市町村森林整備計画」が、県・市町村レベルでの森林・林業施策の基準になるものと考えます。

現在、国の森林・林業基本法では、森林を3区分としています。先ほど「水土保持林」と、「共生林」、「資源循環林」のご説明を差し上げましたが、それは現在の国の森林・林業基本計画に則った区分です。これについては、来年度は廃止されると聞いています。

県の検討の中では、そのような事態(国の3区分の廃止)は想定せずに検討したわけですが、本県の「木材生産林」と「環境保全林」のゾーニングの結果を各々の計画の中に反映させていくことができると考えています。

その他必要な事項としては、先ほど下西委員も申されたように、地域の実情に応じた、例えば標準伐期齢や施業体系の記載も可能になって来るものと考えていますし、記載の内容についても、一般の方が読んでも分かりやすいように簡素化される。そのような話も聞いています。

いずれに致しましても、来年度法改正されましたら、県として地域森林計画の様式全体を見直す作業と、それに基づき審議会でご意見等を頂きながら、分かりやすい様式に変えてまいりたいと考えています。

この資料は、現在国の方から提供されている資料を基に県で加工したものですので、若干変わる部分もあると思いますが、次年度以降はより地域の特性を反映した計画になるであろうということと、県ゾーニングもその中で反映させていきたいと考えています。以上事前のご紹介とさせて頂きます。

**山岡林政課主幹  
(司会)**

今、説明させていただきました地域森林計画制度の見直しにつきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

無いようでしたら、次に、平成18年度より奈良県での森林環境を守るため導入いたしました森林環境税につきまして、現在公表されております「奈良県森林環境税に関する検討報告書」の概要を、事務局よりご報告いたします。

**上田林政課長補佐**

『他の2』、A4版1枚もの裏表の資料「奈良県森林環境税に関する報告書(概要)」に基づきましてご説明申し上げます。

まず表側です。森林環境税の概要です。この税につきまして、平成18年度から県民税の超過課税という形で導入させていただきました。条例上は5ヵ年の期限のついた税という形です。もう一つの特徴は、入ってくるお金(税収)の使い道を明確化するために特別な基金、専用のお財布のようなものとお考え頂ければと思いますけれども、「奈良県森林環境保全基金」の中にその税収年間約3.5億円程度を積み立てまして、それを取り崩しながら事業を実施するという、そのような制度でございします。

続きまして、2つ目の課税の仕組みです。県民税の均等割という形での別途課税をさせていただきまして、現在全国的に約30の県が導入しておられ、岐阜県も来年度以降検討したいという形でPRしていただきましたので、じわじわと増えていくような状況にあります。

なお納税の額につきましては、本県の場合、個人の方が500円、法人が均等割の5%で、こちらについては資本金に応じて1千円から4万円までの範囲でいただいています。

続きまして、3つ目の税を活用した取組と税収の推移です。森林環境税を使って行っております事業は、この(1)から(4)の4つの事業に限定させていただいています。原則として全て森林環境税のみを使って実施させていただいています。

まず1番目といたしまして、奈良の元気な森林<sup>もり</sup>づくり推進事業、2番目の森林環境保全緊急間伐とセットで行う事業です。放置されている人工林を状況調査いたしまして、その所有者に対して、森林整備を行って頂くためのアプローチを行うもので、緊急間伐を行うための前さばきの事業を実施しています。その前さばきを実施させていただきまして、所有者と県と市町村で協定を結んだ上、強度な間伐、現在は本数率で40%以上を実施していますが、早急に森林の公益的機能の回復を促進するための間伐ということで通常の倍程度の率での間伐を実施しています。

3番目が里山林の機能回復整備です。地元自治会や、森林ボランティア、NPO等々が主体になっていただき、住民の身近な都市近郊や、集落周辺の荒廃している里山林、主に落葉広葉二次林や竹林の整備を実施していただき、整備地については森林環境教育等で更に利用も進めている、そのような取り組みです。

最後は森林環境教育の推進事業で、農林部で行っておりますいわゆる生涯学習部分での取組と、小学校を中心に教育委員会で行っております2本立てで、事業を進めています。学校の方では小学校5年生を中心に授業と実際に森林に触れ合っただき、森林の必要性を体感していただく取組を中心に進めております。生涯学習のほうでは、森林環境教育の指導者を養成する取組や、森林に親しんでいただくイベント等を実施しています。

事業としては、ご覧のような実績で実施しており、緊急間伐については、ここには記載していませんが、H22年度末で約4,000ha程度放置人工林の強度間伐が出来る見込みです。里山林の整備については、100箇所程度で整備が進められています。

4番目の実施効果の検証です。こちらは、緊急間伐を行ったところについて、どのように植生が回復して行くのか、土砂の流出がどう変わって行くのか等を、平成18年度に実施した4、5箇所について、森林技術センターで継続調査を進めているところです。さらに平成13年度に公益的機能の評価として、日本学術会議から森林の持っている機能をお金に換算した評価が出されました。日本全体で70兆円ぐらいの効果があるとの報告でしたが、その算定式を当てはめて緊急間伐したところで、最終的に機能が戻ればこれぐらい効果があるという評価も実施しております。

5番目の県民アンケートの結果です。環境税の検討として、県民アンケートを同時に実施しました。個人と法人を合わせて3千名に対してアンケートをさせていただき、4割強のご回答をいただきました。回答の概要は記載のとおりです。森林環境税の継続については、81%の方が継続が望ましいとご回答いただきました。一方で、森林環境税の導入については、78%の方がご存じないということで、周知が十分になされていないことが分かってきました。また、環境税の次回以降の負担額ですが、



現行維持の500円が58%、期間についても現状同様（5ヵ年）が80%と、ご回答いただきました。

6番目は、課題及び今後の取組で、5つご報告いただきました。

1つ目は、森林環境税の認知度が低かった。ご存じ無かった方が非常に多いということで、より分かりやすい取組が必要とのご報告です。

2つ目は放置人工林、これはまだまだ相当の面積が残っていますので、今後も引き続き整備を進めていく必要があるというのご報告です。

3つ目は、里山林の整備です。こちらは、地域景観も向上しますし、整備後の利用の効果もありますので引き続き実施が望ましい。更に今はボランティアや地元自治会等が実施されていますが、例えば林業事業体等によって、実施箇所やエリア拡大することが望ましい、とのご報告をいただきました。

4つ目で、森林に親しむための環境整備、先程、立ち入り利用や眺望活用という説明をいたしました。より多くの方が森林に触れ合っていたくための森林整備が必要ではないかというご報告です。併せて森林生態系の適切な保全、特に最近ニホンジカ等の森林被害が広がっていますので、そちらへの対応も必要ではないかというご報告をいただきました。

最後に、5つ目として、森林環境教育については、今後も地道な普及啓発が必要ということで、特に若い世代から大人に至るまで引き続き教育の実施が必要という、取組の方向性をいただきました。

最後に、税制度のあり方の総括です。現行同様の県民税の超過課税が適切ではないかというご報告と、税率・税額については、まだまだ放置人工林が相当面積残っていますので、現行同様の規模の取組を行うためには同程度の率、額での維持が適切というご報告をいただきました。期間についても同様で、アンケート結果も考慮して、5年程度が適切ではないかというご報告をいただいたところです。

12月10日、先週ですが、知事に対し法定外税懇話会からのご報告がございまして、県としてはこの内容を尊重し、2月議会等に向けて更に検討を更に進めたいと考えています。

## 山岡林政課主幹 (司会)

ただいまご説明の事項につきまして、審議事項ではございませんが、せっかくの機会でございますので、委員の皆様のご意見を賜り、今後の参考とさせていただきたいと考えております。何かご意見ございますでしょうか。はい、どうぞ。

## 岡崎委員

岡崎でございます。私自身もですね、奈良県民でありながら森林（環境）税を今回初めて知ったというところがあるんですけども、この取り組みの中の緊急伐採や里山の取り組みは本当に急務だと思うのです。

この4、5年以内に早くやらないともうどうしようもない状態になる感じがするんですけども、それにこのように税が使われるということは非常に望ましいことだと思っております。

是非、その広報についてなんですけれども、結構県民だより等を見ているんですけども森林環境税に全然気付きませんでした。こういったことの効果等をですね、ちょっとビジュアルに写真などを入れて誰にでも分かるように是非広報して頂けたらと思います。

特にネットに出したらそれで周知されるというような形では無く、広報等もネットでも見られる、市民だより等もネットで見られますけども、やはりそこまでして見ようということにはなかなかならないものですから、1年に1回くらい報告を兼ねた形で『こういう風に進んでいます。』と

いうと、やはり県民と致しましてはですね『ああ、こういう風に使われてるんだ』という納得感がありますので、是非そういうお願いをしたいと思えます。よろしくお願ひします。

**上田林政課長補佐**

ありがとうございます。県民だよりは年に大体1.5回くらい、紙面の関係で1枚になったり半枚になったりしながら、何とかご公表はさせて頂いているんですが、来年度はもし継続となりましたら、新たに5ヶ年ということですので、もうちょっと大きめな紙面も取れるかなと考えています。積極的にPRをしてまいりたいと思えます。

他にも、例えば図書情報館等々でパネル展示等もしています。できるだけ身近な形でPRできるように、また日々工夫してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

**松村委員**

この税に関してですね、例えば治水などを考えますと、ダムなんかは造るときの負担は下流域にどの都道府県も負担をしますよね。こういう環境税みたいなものは下流域では負担はしていないのですか。

**上田林政課長補佐**

導入の際に、吉野郡でご説明させて頂いたときには、是非和歌山からももらってくれというお話も頂いたんですが、県民税という枠組みがございまして、それを超えてはなかなか頂きにくいということで、県民の皆様から頂いているという状況です。

**松村委員**

それはそういうシステムを作れば良いということですよ。それにこの前、奈良県は入ってないんですけども関西広域連合というのが発足しましたね。ああいうものの中で、やればやれるのかなど。要するに、川上側でやっていることが森林が絶対ちゃんと有効であるという、水がきれいになりましたということは分かっておるんですから、当然受益者負担としては、川下側からもらっても良いような気がするんですけどもね。まあこれは意見です。

**上田林政課長補佐**

ありがとうございます。本来は下流、特に奈良は海なし県ですので、どこかの県には流れ出てますから、ご理解は頂いてるとは思いますが、今のスキームでは非常に厳しいんですけども、そういうところから頂けないかという思いもあります。

**山岡林政課主幹  
(司会)**

他にございませんでしょうか。

**山口泰宏委員**

森林環境税で里山林の機能回復整備事業がありますけれども、この前ちょっと毎日放送のテレビで見たんですけども、竹林が大和三山で広がっているという放送があって、民有林のですね、竹が全て悪いと言ってる訳じゃ無いと思うんですけども、そういう好ましくないような竹林の拡大とかについて、竹林の拡大を抑えるために何か整備等はされているのでしょうか。

**上田林政課長補佐**

里山機能回復整備を実施した77箇所の中で、いくらかは荒廃竹林の伐採をされておられます。例えば大和郡山市や橿原市でも、確か荒廃竹林の伐採中心でされておられるところはございまして、大和三山については香具山でしょうか？

ええ。おっしゃるとおり。

**山口泰宏委員**

**上田林政課長補佐**

香具山の民有林ではこの事業も使ってやって頂いている事例がございます。

**山口泰宏委員**

NPOの方もなかなか十分な予算が取れないようで、国有林の方まで整備できないという話は聞きますので。

**上田林政課長補佐**

これはどうしても県民税ですので、国有林までを対象にするのはちょっと難しいと思います。もし例えば、場所が隣り合っていれば連携できたらという思いもございますので、是非情報がございましたら、ご提供頂ければと思います。

お願いします。

**山口泰宏委員**

**山岡林政課主幹  
(司会)**

他にございますか。それでは、次に進めさせていただきます。  
続きまして、第35回全国育樹祭の開催につきまして、全国育樹祭開催準備室長より説明させていただきます。

**田中森林整備課長  
(全国育樹祭開催準備室長)**

カラーのプリントをご覧ください。来年、平成23年の秋、平城宮跡にて全国育樹祭を予定しております。ポスト1300年祭ということも位置づけてやらさせていただきます。

育樹祭といいますのは、過去に全国植樹祭において天皇・皇后両陛下がお手植えされました樹木をご皇族殿下がお手入れされるという行事で、格式の高い国民行事です。

それで、場所ですが、そこに書いていますように平城遷都祭を行ってありました平城宮跡第一次大極殿の前の場所をメイン会場と考えています。参加人員が3千人程度、昭和56年に天皇・皇后両陛下がお手植えされたイチイガシ、これは第二次大極殿朝堂院前に2本植わっていますが、かなり大きくなっており、これに今のところ施肥をして頂こうと考えております。

それから、式典行事、育樹行事、併催行事、記念行事等、県下一円に広げて、県下全域で育樹活動を盛り上げるような、質素でピカッと光る式典にしたいと考えております。具体の日程は年明けすぐに発表したいと思いますが、現在宮内庁と調整中です。

概要はここまでですが、詳細は資料に『クリックしてくださいね』と書いてありますので、さっきネットの話が出ていましたが、ご覧いただければ詳細が出ておりますので、またぜひご協力をよろしくお願い致します。

**山岡林政課主幹  
(司会)**

ただ今、説明いたしました全国育樹祭につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

無いようでございますので、それでは最後になりますが吉野材を使った暮らしの道具のデザインコンペにつきまして、事務局よりご報告いたします。

**七尾林政課長**

資料として1枚もののペーパー、吉野材を使った「暮らしの道具」デザインコンペというチラシ的な物を付けさせていただきます。

奈良県は吉野材を中心に今まで売り出しておりましたが、消費者ニーズの変化、木材住宅の建築様式が柱の家、真壁工法から見えない大壁工法になってまいりまして、「あらわし」でなくなったことにより、良い物が『売れなくなった』という状況がございます。

その対策として、一般材といいますか品質が求められる物については「奈良県地域認証材」という制度を作りまして、それに対する支援をしております。それについても進んでいる状況です。

他に住宅関係については、国の住宅版エコポイントに上乗せしてエコポイント「奈良プラス」という形で今年度から実施しております。そんな風に色々な事をやっているのですが、肝心の吉野材で、このまま『売れない売れない』と言っている訳にはいかないということで実施しています。

一説によると、例えば吉野材は元々あのように緻密な材を作る、住宅材として作ったのが目的ではなくて、江戸時代から樽丸需要に求められて、あの様な仕立て方をした。その結果、住宅用材として良いものが出来上がったという説もございます。

そこで、時代時代に沿った用途等の変化があるという観点から、新たな用途とかそういう新商品を開拓したいということで、このデザインコンペを企画させて頂きました。

12月3日までの募集で、首都圏等の需要や、あと名古屋や大阪等の需要を求めまして、実施させて頂いています。

東京中心にこれから審査等を進めてまいりたいと思っております、実際に日経デザインという雑誌の編集長さんや、大学の先生方、建築家の方、デザインの方、いろんな方が審査に入っておられると伺っています。

締め切ったところ、140人あまり、220点程度の応募がありまして、これも当初、学生さんくらいの応募かなと思っておりましたが、著名な建築家さんやデザイナーさんからの応募もございます。これについてこれから審査を進めていきまして、最終3月までには新たなものを開拓してまいりたいと思っております。

『売れない売れない』と言うだけでは済まない時代になってきていると思いますので、今後も、こういった新たな取り組み、更には国内の新たなマーケット、海外需要を睨みまして川下の木材需要を開拓していきたいと考えております。

**山岡林政課主幹  
(司会)**

どうもありがとうございました。これを持ちまして、全てのご報告等も以上でございますが、この機会に何かご質問、ご意見等、ございましたらお伺いしたいと思います。

**山口廣美委員**

奈良県山林労働組合の山口と申しますが、私たち山で働いておる者、私も数十年山で仕事をさせてもらってるんですけども、今朝、私ここへ来るのに約2時間ほどかかるんですけども、この森林林業のバブル崩壊後、目を覆いたくなるような状態でございます。ここまで60km足らずですけども、いつも私ここへ来るのにキョロキョロしながら来るんですが、新築の家が一戸も見あたらない。最近、こりやどうなってるんやというような事をいつも感じているわけなんです。

今、世の中でよく限界集落と呼ばれる、まあ吉野郡ですね。この言葉を聞きたくないし、また言いたくもございません。それほど衰退が激しいと思っております。また、それにつきまして私達の山で働く者も高齢化が進み、結成以来60数年は経つのですが、多い時には2千5～6百人

の組合員がおったんですけれども、現在百数十名。とてもやないけど、組合の組織としてやっていけない現状になったのです。来年の3月をもちまして、長年築いてきた組合を解散するという最悪の事態になったわけです。

私もこの森林審議会に出席させて頂いて、むこう2年間森林審議会に参加させて頂けると、期待は持っておりましたけれども、十津川・天川・黒滝・川上・東吉野と5支部を色々な環境の問題から考えた結果、これ以上維持していくことはできないと判断して、解散というような、本当に悲しい結果になったわけです。

今朝も8時前にちょっと準備をしながらテレビを見ていたわけですが、本当に何かこうニヤッと元気が出たというようなお話をさせて頂きたいのは、スギの材、これが今すごく需要が増えてきたということでございます。

幼稚園の廊下、壁、いろんな所にスギ材を使ったら、子供さんが生き生きしましたと。また、壁材ですね、内装材。我々山で100年以上の木を伐って、送り出すわけなんですけれども、その木が、100年以上経った木ですら、元から4m・2本ぐらいを出してあとは山でほかすと、なんとか我々山で働いておるもんは丹精込めて育てた木をですね、山でほかすという本当に情けない気を何回もしたことがあります。

それが今テレビでやっているのを見ますと、何かこうパッと私ら吉野がね、明るくなったような感じを受けまして、私も今日ここへ来るのに、本当にうれしいなあと思いながら今日出席させて頂いたわけなんです。

私も組合員、組合長としてやっている訳なんですけども、組合が解散になりますと、私らは他の企業体にしましたら定年が60年で定年ですけども、山で働いてるものには定年がございません。「健康でまだまだ仕事ができるまでは私も山を守っていきたい。」また、この水資源、また、地球温暖化の問題もあります。そういうことを念頭に置きながら、今後一生懸命頑張っていきたいと思っております。

県の方々、また委員の方々にはいろいろな面でご協力、またアドバイスを頂いて、今日までさせて頂いた、本当に身に余る思いをもちます。ほんとうに長い間、ご支援ご協力ありがとうございました。

〔拍手〕

一同

他に何かございますでしょうか。

**山岡林政課主幹  
(司会)**

それでは、これもちまして森林審議会を終了させていただきます。

**山岡林政課主幹  
(司会)**

なお、委員の皆様方には長時間熱心なご審議をいただきまして、貴重なご意見を賜り厚く御礼申しあげます。本日は、長時間どうもありがとうございました。